

報告者の名称： _____

1 自己分

(2) 居住者発行証券 (年未現在)

(単位：億円、百万通貨単位)

発行者の別類	通貨	株式	投資信託に係る株式及び受益証券	中長期債券		新株予約権等	短期証券	譲渡性預金証書		ユーロ・シヤル・ペー		その他	
				国債・公債	事業債			短期	中長期	短期	中長期	短期	中長期
銀行													
その他金融機関													
一般政府													
その他													

(記入要領) 1 西暦により記入すること。本報告書は、毎年12月末現在における約定済み外貨証券の保有残高が対象 (保護預り

分に関して、約定済みベースの把握が困難な場合は、受渡し済みベースで記入して差し支えない。)

2 「通貨」欄には当該証券の券面通貨を記入すること。

3 計数記入欄の上段には、原則として時価を記入すること (時価が不明である場合は、簿価等により記入して差し支えない。)とし、下段には、額面金額を記入すること (券面通貨が円の場合は億円、その他の通貨は百万通貨単

位。ただし、「株式」、「投資信託に係る株式及び受益証券」及び「新株予約権等」欄は下段の記入を要しない。

4 「中長期」は発行時の満期が1年を超えるもの、「短期」は1年以内のものとする。

5 記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次葉として報告すること。

(日本産業規格 A 4)

報告者の名称： _____

2 国内寄託分

〔銀行等 (該当分に○) 金融商品取引業者 その他〕

(1) 非居住者発行証券 (年未現在) (単位: 億円、百万通貨単位)

所在国又は地域	通貨	株式	投資信託に 係る株式及び 受益証券	中長期債券		新株予約 権等	短期証券	譲渡性預金証書			コマーシャル・ペーパー		その他						
				国債・公債	事業債			短期	中期	長期	短期	中期	長期	短期	中期	長期			

- (記入要領)
- 1 西暦により記入すること。本報告書は、毎年12月末現在における約定済み外貨証券の保有残高が対象 (保護預り分に関して、約定済みベースの把握が困難な場合は、受渡し済みベースで記入して差し支えない)。
 - 2 寄託先により、銀行等 (法第16条の2に定める「銀行等」をいう。)、金融商品取引業者及びその他に区分し、それぞれ別業で作成すること。
 - 3 「所在国又は地域」欄には証券の発行体である非居住者の所在国又は地域を記入し、「通貨」欄には当該証券の

券面通貨を記入すること。

- 4 計数記入欄の上段には、原則として時価を記入すること（時価が不明である場合は、簿価等により記入して差し支えない。）とし、下段には、額面金額を記入すること（券面通貨が円の場合は徳円、その他の通貨は百万通貨単位。ただし、「株式」、「投資信託に係る株式及び受益証券」及び「新株予約権等」欄は下段の記入を要しない。）。
- 5 「中長期」は発行時の満期が1年を超えるもの、「短期」は1年以内のものとする。
- 6 記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次葉として報告すること。

（日本産業規格 A 4）

報告者の名称： _____

2 国内寄託分

[銀行等 (該当分に○) 金融商品取引業者 その他]

(2) 居住者発行証券 (年未現在) (単位：億円、百万通貨単位)

発行者の別類	通貨	株式	投資信託に係る株式及び受益証券	中長期債券		新株予約権等	短期証券	譲渡性預金証書		ユーロ・シヤル・ペーパー		その他	
				国債・公債	事業債			短期	中長期	短期	中長期	短期	中長期
銀行													
その他 金融機関													
一般政府													
その他													

(記入要領) 1 西暦により記入すること。本報告書は、毎年12月末現在における約定済み外貨証券の保有残高が対象 (保護預り分に関して、約定済みベースの把握が困難な場合は、受渡し済みベースで記入して差し支えない。)
 2 寄託先により、銀行等 (法第16条の2に定める「銀行等」をいう。)、金融商品取引業者及びその他に区分し、それぞれ別業で作成すること。

- 3 「通貨」欄には当該証券の券面通貨を記入すること。
- 4 計数記入欄の上段には、原則として時価を記入すること（時価が不明である場合は、簿価等により記入して差し支えない。）とし、下段には、額面金額を記入すること（券面通貨が円の場合は徳円、その他の通貨は百万通貨単位。ただし、「株式」、「投資信託に係る株式及び受益証券」及び「新株予約権等」欄は下段の記入を要しない。）。
- 5 「中長期」は発行時の満期が1年を超えるもの、「短期」は1年以内のものとする。
- 6 記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次葉として報告すること。

(日本産業規格 A 4)

報告者の名称： _____

3 保護預り分

[(該当分に○) 銀行 その他金融機関 一般政府 中央銀行 その他]

(1) 非居住者発行証券 (年末現在) (単位：億円、百万通貨単位)

発行地域	通貨	株式	投資信託に係る株式及び受益証券	中长期債券		新株予約権等	短期証券	譲渡性預金証書			フューチャル・ペーパー		その他	
				国債・公債	事業債			短期	中长期	短期	中长期	短期	中长期	

(記入要領) 1 西暦により記入すること。本報告書は、毎年12月末現在における約定済み外貨証券の保有残高が対象 (保護預り分に関して、約定済みペーシスの把握が困難な場合は、受渡し済みペーシスで記入して差し支えない。)

2 寄託者により、銀行、その他金融機関、一般政府、中央銀行及びその他に区分し、それぞれ別業で作成すること。

3 「所在国又は地域」欄には証券の発行体である非居住者の所在国又は地域を記入し、「通貨」欄には当該証券の券面通貨を記入すること。

4 計数記入欄の上段には、原則として時価を記入すること (時価が不明である場合は、簿価等により記入して差し支えない。) とし、下段には、額面金額を記入すること (券面通貨が円の場合は億円、その他の通貨は百万通貨単位。ただし、「株式」、「投資信託に係る株式及び受益証券」及び「新株予約権等」欄は下段の記入を要しない。)

5 「中长期」は発行時の満期が1年を超えるもの、「短期」は1年以内のものとする。

6 記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次業として報告すること。

(日本産業規格 A 4)

報告者の名称： _____

3 保護預り分

(2) 居住者発行証券 (_____ 年未現在) [銀行 (該当分に○) 中央銀行 その他
 その他金融機関 一般政府] (単位：億円、百万通貨単位)

発行者の別類	通貨	株式	投資信託に 関係する株式及 び受益証券	中長期債券		新株予約 権等	短期証券	譲渡性預金証券		コマーシャル・ペーパー		その他	
				国債・公債	事業債			短期	中長期	短期	中長期	短期	中長期
銀行													
その他 金融機関													
一般政府													
その他													

(記入要領) 1 西暦により記入すること。本報告書は、毎年12月末現在における約定済み外貨証券の保有残高が対象 (保護預り分に関して、約定済みベースの把握が困難な場合は、受渡し済みベースで記入して差し支えない)。
 2 寄託者により、銀行、その他金融機関、一般政府、中央銀行及びその他に区分し、それぞれ別業で作成すること

と。

- 3 「通貨」欄には当該証券の券面通貨を記入すること。
- 4 計数記入欄の上段には、原則として時価を記入すること（時価が不明である場合は、簿価等により記入して差し支えない。）とし、下段には、額面金額を記入すること（券面通貨が円の場合は億円、その他の通貨は百万通貨単位。ただし、「株式」、「投資信託に係る株式及び受益証券」及び「新株予約権等」欄は下段の記入を要しない。）。
- 5 「中長期」は発行時の満期が1年を超えるもの、「短期」は1年以内のものとする。
- 6 記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次葉として報告すること。

(日本産業規格 A 4)